

ヲ凶ラシムルニ努ムヘシ

漁業奨励ノ事

漁業ニ関シテハ当業者ヲ促シ平時ト同シクカラ之ニ尽サシムヘシ殊ニ大島ヲ始メ伊豆七島ノ遠洋漁業ハ益々之ヲ奨励シテ効果ヲ収メシメサルヘカラス

勤勉奨励ノ事

凡ソ戦時ニ在リテハ壮丁ノ召集セラル、ガ故ニ産業ノ孰レノ方面ニ於テモ勞力ノ減少ヲ来タスヘキニ付キ事ニ軍旅ニ従ハサル者ハ之ヲ補充スルノ決心ヲ以テ平日ニ倍スルノ勤勉ヲ為シ各自ノ産業ニ従事セシムルヲ要ス

〔日露事變書類〕(明治三七—三九年)大磯町役場蔵

(注) これは明治三十七年におこなわれたものである。

三〇〇 中郡報国会事業施行方法細則

中郡報国会事業施行方法細則

第一条 中郡報国会事業施行方法第五項第一号及第六項第一号ニ関スル事項ハ本規定ニ依リ取扱フモノトス

但家族遺族ト称スルハ現ニ同戸籍内ニ在リテ同居セルモノヲ云

フ

第二条 寄贈金額ハ左ノ區別ニ依リ扶助金ハ毎月弔慰金ハ一時之ヲ

贈与ス

家族扶助金 甲種 一人ニ付 金四拾銭

乙種 全 金六拾銭

丙種 全 金八拾銭

遺族弔慰金

戦死者戦鬪ニ因ル負傷ノ為メ死没者 金貳拾五円

戦地ノ病死者 金拾八円

其ノ他ノ地ニ於ケル病死者 金拾四円

第三条 前条ノ寄贈金ヲ受クベクキモノアルトキハ幹事ニ於テ精査

シ第一号又ハ第二号様式ニ依リ請求スルモノトス

第四条 家族遺族ヲ分チテ仮定生産者仮定消費者ノ二種トス其区分

左ノ如シ

年 齢 別	生 産 力		消費女共
	男	女	
三十年以上五十五年迄	一〇〇	六〇	—
十五年以上十九年迄	五〇	三〇	—
五十六年以上六十五年迄	—	—	—

十五年未満并ニ六十六年以上 及廢篤疾又ハ不具者ニテ職業 ニ従事スル能ハサルモノ	—	—	三〇
---	---	---	----

備考

年齢ノ端数ハ切上トス例セハ十五年一ヶ月ノ者ハ十六年ト算
スルガ如シ

第五條 生活ノ難易ハ前表ヲ基礎トシテ之レニ左ノ収入支出ヲ加算

乗除シテ算定スルモノトス但収入ハ金沓^切端数^拾ハヲ以テ生産力五

ニ換算シ支出ハ金沓^切端数^拾ハヲ以テ消費力五ニ換算ス

収入ノ部

一 諸公債社債株券貸金預金ノ利子及地所家作船舶漁具其他一切
ノ貸賃小作料一ケ年ノ総額

支出ノ部

一 負債〔商業營業工業等ノ資本金ヲ除ク〕ノ利子一ケ年ノ総額

第六條 生活困難ノ程度ハ之レヲ三級ニ分ツ其算出方左^ノ如シ^脱

家族〔本人ヲ除ク〕又ハ遺族ノ仮定生産力ヲ合算シ其中ヨリ仮定

消費力ノ総数ヲ加除シ殘除ノ生産力ヲ家族又ハ遺族ノ数ニテ除シ

家族又ハ遺族一人平均「二五」ニ滿タサルモノヲ甲種トシ同ク

「一五」ニ滿タザルモノヲ乙種トシ全ク「七」ニ滿タサルモノヲ

丙種トス

第七條 家族遺族ノ職業官吏醫師弁護士又ハ店舗ヲ構ヘタル商業等

ニシテ更ニ勞力ヲ要セサル向ハ主タル一人ノ仮定生産力ヲ倍数ニ

見積リ計算スルモノトス

第八條 仮定生産者中不具廢疾篤疾等ニシテ事實職業ニ従事スル能

ハサルモノハ年数ニ拘ハラズ消費者トシテ査定ス

第九條 本細則ニ依リ査定セシモノト雖トモ幹事長ニ於テ不適當ト

認ムルモノハ適宜斟酌スルモノトス但事ノ疑義ニ涉ルモノハ更ニ

幹事會ニ付シ議決ヲ經テ執行スベシ

第十條 本細則ノ施行ハ日露戰役開始ノ時ヨリ其終局ニ至ル迄ノ間

トス

〔日露事變書類〕(明治三七—三九年) 大磯町役場藏

三〇一 神奈川縣戰時軍人家族救護會規則

神奈川縣戰時軍人家族救護會規則

第一條 本會ハ日露戰役中神奈川縣下現役及応召軍人ノ家族ヲ慰問

救済スルヲ以テ目的トス

第二條 本會ハ現役及応召軍人ノ隣保又ハ各郡市町村救護団体ノ力

及ハサル場名ニ於テ前條ノ目的ヲ遂行スルモノトス

第三条 本会ニ於テ前条ノ規定ニ依リ目的ヲ遂行シ尚余力アリト認
ムルトキハ他府県ニ於テ現役及応召軍人ノ家族ヲ救護スルコトヲ
得

第四条 本会ニ会長一名副会長若干名並理事若干名ヲ置ク
会長ハ会務ヲ総理ス

副会長ハ会長ヲ佐ケ会長事故アルトキハ之ヲ代理ス
理事ハ会長ノ指揮ヲ受ケ事務ヲ掌理ス

第五条 各郡市ニ支部ヲ置ク

支部ニ支部長一名事務員若干名ヲ置ク

支部長ハ会長ノ指揮ヲ承ケ支部ニ属スル事務ヲ処理ス

第六条 会長ハ神奈川県知事ニ之ヲ依嘱ス

副会長並理事ハ会長之ヲ指名ス

支部長ハ郡市長ニ之ヲ依嘱ス

支部事務員ハ支部長之ヲ指名ス

第七条 本会ノ事務所ハ之ヲ神奈川県庁内ニ置ク

第八条 本会々員ハ毎月金一円以上ヲ出金シ又ハ毎年金十円以上ヲ

前納スルモノトス

第九条 本会ハ有志ノ寄付金ヲ受ク

第十条 本会ノ事業並収支計算ハ半年毎ニ一回之ヲ公告ス

第十一条 本会ハ其目的トスル事業ノ必要止ミシ時ヲ以テ解散ス
解散ノ場合ニ於テ残留セル本会ノ財産ハ之ヲ軍人遺族ノ救護ヲ目
的トスル団体ニ寄付スルモノトス

(町村長会共議案綴)(明治二八―四一年) 清川村役場蔵

三〇三 中郡下政費節減軍人家族扶助に関する件

通達

中庶第一〇七八号

地方政費緊縮ノ義ニ関シテハ屢々通牒ノ次第モ有之候処目下軍隊ノ
輸送ニ際シ治道町村ノ有志其義心ニ依リ出征軍人ヲ送り其行ヲ壮ニ
スルハ洵ニ美拳タルニ相違ナキモ公課ヲ以テ之レヲ支弁スルカ如キ
ハ不相成義ニ有之又隣保相会シテ出征者ノ為メ祖道ノ宴ヲ設クルカ
如キハ畢竟至誠ノ情義ニ出テ是亦美拳タルヲ疑ハスト雖深ク浮華ニ
流ルヲ戒メ其費ヲ節略シ之ヲ出征応召軍人ノ家族ヲ保護シ其生業ヲ
扶クル等ノ實ニ充テシムルハ寧ロ今日ニ処シテ適切ノ義ト被存候条
右留意セラルベク此段及通達候也

明治三十七年三月十九日

中郡長 白根鼎三(印)

大磯町長 宮代謙吉殿

(「日露事変書類」(明治三七―三九年) 大磯町役場蔵)

1011 戦時勤儉貯蓄組合標準

戦時勤儉貯蓄組合標準

第一条 戦時勤儉貯蓄ヲ実行スル為組合ヲ設ク

第二条 本組合ハ何〔市〕町村何々戦時勤儉貯蓄組合ト称ス

第三条 本組合ハ日露戦役中各自勤儉ヲ励行シ毎日一錢以上ヲ貯蓄スルモノトス

第四条 前条ノ目的ヲ達スル為組合員ハ平常勞務時間外ニ毎日一時

間以上相当ノ勞務ニ従事シ其所得金若ハ通常以外ノ衣食費ヲ節約

シ之ヲ貯蓄スルモノトス

第五条 本組合ニ組長副組長各一人ヲ置ク但名譽職トス

組長副組長ハ組合員ニ於テ互選シ市町村長ノ認可ヲ受クルモノト

ス

第六条 各自ノ貯蓄金ハ郵便貯金ト為スモノトス

第七条 組合長ハ毎週一回以上組合員ノ貯金及貯金通帳ヲ取纏メ預

入ノ手續ヲ為スモノトス

第八条 組合長ハ毎翌月五日限り其ノ組合ノ貯金額ヲ市町村長ニ報

告スルモノトス

九条第 本組合ハ市町村長ノ指揮監督ヲ受クルモノトス

中庶第四〇六号

1012 国債 軍資献納金に関する件通牒(一八)

(一)

目下時局問題ノ切迫ニ際シ有志ノ輩ヨリ軍資献納ヲ出願スルモノ有

之右ハ規程ノ有無ニ関セス不取敢其筋へ進達方取計申候素ヨリ献資

ノ儀ハ報効ノ至誠ヨリ出テ其心極メテ嘉ミスベキモノニ付敢テ制

止スルニアラズト雖トモ時局ノ如何ニ依リテハ軍事債券募集ノ場合

可有之候ニ付其場合ハ特別尽力ヲ煩ハサ、ルベカラズ依テ此際ハ一

般人心ヲシテ軍資献納ヨリモ寧ロ軍事債券募集ニ嚮ハシメ一旦政府

ニ於テ該債券募集ノ発表アランカ速カニ其ノ資力ニ応シテ多数ノ応

募ヲ得ル様深ク注意可有之此段及内牒候也

明治三十七年二月八日

中郡長 白根鼎三(印)

大磯町長 宮代謙吉殿

(二)

中庶第五六四号

(二)

©神奈川県立公文書館

今般軍資献納金採納ノ事ニ決定相成候趣其筋ヨリ通牒有之候就テハ左記ノ事項承知置相成度此段及通達候也

明治三十七年二月十八日

大磯町長 宮代謙吉殿

中郡長 白根鼎三(印)

一 個人ノ出願ニ係ル者ハ其願書ヘ住所族籍ハ勿論勲位等記入ヲ要ス

一 団体ノ出願ニ係ルモノハ其代表者記名調印ヲ要ス

一 出願者未成年ナルトキハ可成丈ケ親權ヲ行フ者若ハ後見人ノ連署ヲ要ス

署ヲ要ス

一 献納金年限五ヶ年賦以上ニ渉ルモノハ五ヶ年以内ニ短縮スル様諭示シ之レニ応セサルトキハ採用相成ラサルモノトス

一 出願者ニ対シテハ許可書ト共ニ納入告知書当庁ヨリ交付可相成

答ニ付右両様ノ内熟レカ一方未着ノモノアルトキハ其旨速ニ通報

ヲ要ス

中庶第六〇六号

(三)

国庫債券応募者勧誘ノ件ニ付テハ町村長会同ノ席上ニ於テ懇々申談候ニ付充分御配慮可有之トハ存候ヘ共予メ応募額承知致度候条本月廿八日迄ニ左ノ様式ニ依リ見込額取調報告可有之此段申入候也

明治三十七年二月十九日

大磯町長 宮代謙吉殿

中郡長 白根鼎三(印)

国庫債券応募者見込額

一金何千円

何 某

一金何百円

何 某

一金何千何百円

四百五十円ノモノ何人

一金何円

四百円ノモノ 何人

一金何円

何円ノモノ 何人

計金何程

備考

一 金五百以上ノモノハ氏名ヲ記シ五百円未満ノモノハ応募金額

(四百五十円 四百円 三百五十円 三百円 二百五十円 二百円 百五十円 百円 五十円)ヲ区別シ其人員ヲ記

載セラルベシ

中庶第六五六号

(四)

日露戦争ノ軍資金トシテ人民ヨリ献金願出ツル向ニ対テハ可成之ヲ公債応募ノ資ニ転セシムル様囊ニ演達シタル次第モ有之候処是非共献金致度志望者ニ在リテハ其志望ノ通り採納可相成候尤モ演達ノ結果ニ依リ既ニ献金出願シタル者ニシテ中途之ヲ公債応募ニ転セントスルモノ有之候ハ、現金収納以前ナレバ其出願ヲ取消シ以テ本人ノ意ニ副ハシメラルベク候条了知セララルベク此段及通牒候也

明治三十七年二月廿三日

中郡長 白根鼎三(印)

大磯町長 宮代謙吉殿

中庶第七二三号

(五)

過般会同ノ節協議ノ結果トシテ当庁ニ於テ直接勧誘シタル国庫債応募者ノ氏名金額ハ左記之通りニ候条参考トシテ此段及通牒候也

明治三十七年二月廿六日

中郡役所(印)

町村役場御中

一金貳万円	梅原 脩平	一金千円	飯塚 慶藏
一金千円乃至 一金貳千円	上野 豊三	一金貳千円	今井 中治
一金千円	森 鏖三郎	一金千円	水島五郎右衛門
一金貳千円	田中 藤七	一金參千円	杉山 泰助
一金四千円乃至 一金參千円	佐藤 政吉	一金貳千円	原田 清七
一金千円	宮田 寅治	一金六千円	原田勝右衛門
一金千円	大貫 弥七	一金千五百円	長尾 菊次郎
一金千円	杉山 善治	一金貳千円	足立 留次郎
一金千円	清田 伊八	一金千円	西野 祐次郎
一金貳千円	原田 太兵衛	一金千円	石井 八兵衛
一金參千円	鈴木 易三	一金千円	花井 浦次郎
一金參千円乃至 一金五千円	福井 準三	一金千五百円	長谷川運太郎
一金貳千円	山口 左七郎	一金貳千円	原 小太郎
一金千円	石井 勝治	一金千円	中川 隣之助
一金千円	柳川 金太郎	一金壹万円	小塩八郎右衛門

右之外猶数人未定ノモノ有之候

(六)

国庫債券募集ハ平時ト異リ軍国ノ急ニ応スルモノナレハ万一払込金

延滞候義有之候テハ非常ノ手数ヲ要シ差支不尠候得共此際延滞等無
之候様御役場ニ於テモ精々御注意相願候尚払込金取扱方ニ付テハ左
ノ通り御承知置可被下候

明治三十七年四月九日

日本銀行秦野派出所

町村役場御中

一 各応募者ヨリ保証金額収証書及払込金ヲ受取リ口数募入金額及
払込金額ノ合計書ヲ付シ一括シテ御差出可被下候

一 価格以上差金ヲ払込ムモノアルトキハ保証金額収証書ニ申込価
格及差金額ヲ記シタル符箋ヲナサシムルコト

一 第二回払込期間ハ本月十六日ヨリ廿五迄ニ候ヘ共期末ニ際シ払
込幅湊スルトキハ整理上非常ノ困難ヲ極メ候条可相成ハ遅クモ来
ル廿二日迄ニ御払込被下候様致度候

一 第二回払込ノ際記名仮債券交付致候

追テ第三回払込ノ期ニ至リ第四回以後ノ分ハ一時払込差支無之候条
為念申添候

割払金ノ義御都合上来ル廿二日迄ハ大磯町藤沢銀行支店ニテ御取次
可申上候

中庶第二五〇号

(七)

軍資ノ給需ハ戦局ノ進行ニ伴ヒ愈々其多キヲ加ヘ特ニ来年度ニ於テ
ハ一層多額ヲ要スル義ニ可有之既往ノ事実ニ徴スルニ軍費支出額ノ
大半ハ殆ント国民ノ取得ニ帰スルノ状況ニ有之随テ充分之ヲ善導シ
テ濫費ノ弊ニ流レシメズ其蓄蓄ノ結果ヲ以テ産業ノ資ニ供セシメ或
ハ更ニ国債ニ応セシムルハ啻ニ時局ヲ活用シテ金融ノ調和産業ノ振
興ニ裨補スルノミナラス軍国ニ処シテ亦最モ無二ノ後援トナルヘキ
ニ付指画宜シキヲ制スル様夫々督励ヲ加ヘ又軍需品ノ供給ニ付テモ
成ルベク多数ノ生産者ヨリ購入セラル、ハ畢竟軍資ノ放散ヲシテ一
局部ニ偏セシメサルト同時ニ地方産業ノ振興ニ資セシムル等一々地
方ノ利便ヲ図ルノ趣旨ニ出タル義ニ有之候条此際一層配慮ノ上時局
ニ応スルノ方法相講セラルベク此段及通達候也

明治三十八年一月二十五日

中郡長 白根鼎三(印)

町村長殿

中庶第一六一六号

(八)

客月十六日中庶第一〇四〇号及全廿五日中庶第一一四五号ヲ以テ公
 共団体国債応募ノ件ニ付及通牒候次第モ有之候処第四回募集ハ一般
 ノ応募非常ノ多額ニ達シ殊ニ価格以上ノ申込意外ノ盛況ニシテ為メ
 ニ日本銀行引受額ハ極メテ僅少トナリ公共団体ノ申込額ヲ充タスヘ
 キ余地ナキニ至リ依テ今回ハ遺憾ナカラ全額ヲ募入スル能ハサルニ
 立至リタル旨其筋ヨリ通牒有之候条了知セラルベク尤モ不日同一条
 件ヲ以テ再次国庫債券募集ノ挙アルコト、存セラレ候ニ付残額ハ其
 際更ニ応募ノ手続セラル、様致度然レトモ今日ヨリノ状況ヲ案スレ
 バ其際ニ於テモ今回ト同一ノ状況ナルベキヲ以テ価格以上ノ申込ニ
 アラザレバ全部ノ募入ハ覚束ナカラルベク候ニ付右ノ趣旨ヲ以テ措
 置セラルベク此段及通牒候也

明治三十八年四月廿六日

中郡役所(印)

町村役場御中

〔日露事変書類〕(明治三十七—三十九年)大磯町役場蔵)

三五 召集軍人中下士兵卒家族救護等ニ

関する件通達(二一四)

(一)

中庶第六二四号

今回事変ニ際シ召集セラレタル下士兵卒ノ家族中糊口ノ資ニ窮スル
 者ニ対シ国民報効ノ一端トシテ隣佑相済ヒ共同相扶クルノ誼ニ依リ
 以テ相当救助ノ途ヲ立ツルコト最モ時宜ニ適スルノ措置ト被存候得
 共是等ノ費用ヲ町村費ヨリ支出スル義ハ不可然ト存ジ候ニ付承知可
 有之此段及通牒候也

明治三十七年二月廿二日

中郡役所(印)

町村役場御中

(二)

中庶第一三五二号

過般召集セラレタル現役及応召軍人ノ家族ニ対シ町村又ハ私設団体
 ニ於テ出征軍人及家族救護会規約若クハ救護方法等ヲ設ケ既ニ実施
 相成候其方法書其筋へ報告上必要有之候条現ニ設定相成候町村ニ於

テハ直ニ之ヲ報告シ而シテ未ダ準備若クハ協議中ノモノハ別紙ヲ參酌シ至急救護方法ヲ設ケ実施ト共ニ報告可有之此段申入候也

明治三十七年四月六日

中郡役所(印)

町村役場御中

(別紙)

一 各町村ニ出征軍人家族救護会ヲ設ケ各部落ニ救護会委員ヲ置クコト

一 従来出征軍人ニヨリ生活セシ家族又ハ出征軍人ヲ要スルニアラサレハ生活スルコト能ハサル事由ヲ生シタル家族ニ対シテハ左ノ方法ニ依リ救護スルコト

(一) 其部落ノ壮丁ヲシテ各順番等ニヨリ出征者ニ代ルベキ勞務ニ服セシムルコト但出征者ノ家ニ於テ飲食セサルコト

(二) 其部落ノ壮丁ヲシテ休日ヲ利用シ特ニ共同小作地〔家族耆人ニ対シテハ五畝歩以上畑ハ一反歩以上〕ヲ耕耘シ小作ヲ支払ヒタル残余ノ收穫物ヲ寄贈セシメ又ハ毎月〔若ハ数月〕ニ巻回漁業ニ従事セシメ其利潤ヲ寄贈セシムルコト

(三) 其町村救護会ハ毎月家族一人ニ対シ少モ一円以上ノ金員ヲ寄贈スルコト救護資金醜集ノ方法ハ例セハ仮リ二千五百人ノ人口ヲ

有スル町村ニ於テ内千人カ一人一厘ツ、ヲ日掛スルトキハ一日一円一ヶ月三十円ヲ得此町村ニ於テ救助ヲ要スルモノ五家族アリトシ一戸五人ツ、トセバ一ヶ月二十五円ヲ以テ足ル残余ノ五円ハ病災等ニ方リ救護ヲ加フルノ資トナスコトヲ得ベキカ如シ

(四) 救護会ハ前項ノ外時々衣服食料品等ノ寄付ヲ募リ之ヲ配付スルコト

(五) 疾病其他罹災ノ場合又ハ家族者老幼ノミナルトキハ救護会ニ於テ篤実ナル保護者ヲ雇入レ若ハ隣保ヲシテ用務ヲ弁セシムルコト

(六) 町村ニ於テハ家族中ノ就学兒童ニ対シ一切ノ学用品ヲ給与シ及授業料ヲ免除スルコト

(七) 家族中ノ学齡兒童ニシテ就学セサルモノアルトキハ之ヲ就学セシメ前者へ給与ノ外尚衣服等ノ給与ヲ要スルモノアルトキハ救護会ニ於テ之ヲ給与スルコト

(八) 其町村内ノ医師ヲシテ家族者ノ疾病ヲ無料ヲ以テ診断セシムルコト

(九) 家族者ニシテ職業ヲ求ムル場合ハ救護会ニ於テ斡旋ヲ為スコト

一 従来出征軍人ニ於テ生計ヲ助ケタル家族ニ対シテハ前項ノ方法ヲ參酌シ相当救護ヲ為スコト

一 生計裕ナル家族ニ対シテモ罹災其他必要アル場合ハ部落隣保等ヲシテ勞務ヲ助ケシムルコト

一 町村長ハ毎月各家族ヲ慰問シ其狀況ヲ視察ノ上部落及救護会ノ救護ヲ督励スルコト

一 町村救護会ノ資力不十分ナルトキハ郡救護会ヲシテ補助救護セシムルコト

(三)

内訓第九号

軍人家族ノ救護方法ニ関シテ各地トモ相当督励ヲ加ヘ諸種ノ団体亦之カ計画実行中ニ在ルモノ尠シトセス抑軍人家族ノ救護タル隣保相扶ノ誼ニ依リ生業ノ扶助ヲ主トシテ相当自営ノ方法ヲ講セシムルコト救助本来ノ旨趣ニ副ヒ且最適切ノコトタリ而カモ今回ノ戦役タル未曾有ノ事件ニ属スルヲ以テ応召者ノ家族ヲ救護シ之ヲシテ後顧ノ憂ナカラシムルハ事軍国士氣ノ振興ニ関スル尠ナカラサルニ依リ國家亦之ヲ保護スルノ必要アリ是曩ニ戦死者病死者ノ遺族並傷痍者等ニ対シテ扶助料其他恩給ノ典ヲ厚フセラレ今亦予備役後備役等応召下士兵卒ノ家族ニ対シテハ特ニ其救助ニ関スル命令ノ公布ヲ見ルニ至レル所以ナリ然レトモ軍費多端ノ今日國家ノ救助ハ素ヨリ救護ノ

一部ヲ資クルニ過キササルヲ以テ一般隣保相扶ノ施設ハ自今益々之レヲ奨励セラルベク尚事務局ノ如何ニ依リテハ其救護長期ニ渉ル亦凶ルベカラサルヲ以テ救助ノ方法ニ関シテハ左記心得事項ニ依リ終始慎重ニ是カ措画ノ道ヲ尽サルベシ
右訓令ス

明治三十七年四月十五日

中郡長 白根鼎三(印)

大磯町長 宮代謙吉殿

一 応召下士兵卒家族救助令施行ニ関スル心得事項

一 國家有事ノ秋ニ際シ応召軍人ノ家族タル者亦宜シク応召者ノ非常勞苦ヲ察シ尚一層其生業ニ努ムベキハ勿論ニ付キ苟モ勞力ニ堪ユルモノハ百万方之ヲ激励シ徒ラニ他ニ倚頼スルノ弊ヲ生セサル様注意ヲ要ス

一 家族經理ノ任ニ在リタル下士兵卒応召ノ為メ其家族糊口ニ窮スル者アルトキハ親族知己先ツ其救護ニ勗メ尚ホ足ラサルニ於テハ隣保相扶ノ誼ニ依リ之ヲ救済スルノ義舉ニ出ツルハ最モ至當ノ順序タリ然ルニ親族隣佑ノ扶助若ハ救護ヲ目的トスル諸団体ノ補助猶ホ及ハサルコトアルトキハ國家ハ茲ニ始メテ救助ヲ共

ニスベキ義ニ付其旨趣ヲ誤ラサル様周到注意ヲ要ス

一 救護ノ方法ニ於テ徒ラニ施与ノ救助ヲ為ストキハ情民助長ノ弊ヲ生スベキ虞アルヲ以テ独立自營ノ途ヲ採ラシムルカ為努メテ生業扶助ヲ主眼ト為スヲ要ス就テハ事宜ニ応シ其下付ヲ受ケタル資ヲ以テ授産就業ノ方法ヲ講究セシムル等最モ有効適切ニ之ヲ活用スルノ方法ヲ採ラシムルコトヲ要ス

一 受救者ニ於テ其給与ヲ受クルカ為メ此際ヲ機トシテ漫リニ家族ノ数ヲ増シ若ハ重複給与ヲ受クルカ如キ弊ナキヲ保セサルヲ以テ其辺篤ク注意ヲ要ス

(四)

中庶第一六九五号

本月十五日内訓第九号ヲ以テ訓令ニ及候下士兵卒家族救護ノ義ニ関シテハ軍費多端ノ今日ニ付国家ノ救助ハ極メテ少額〔予算額ハ応召者ノ約一割ニ対シ一戸一ヶ月約貳円以内ニ有之〕ニシテ被救助者一戸ニ対シ一ヶ月約壹円五拾銭内外ニ過キサレバクト被存候ニ付テハ諸団体ノ補助ハ最モ緊切ノ事ニ属シ候条右留意ノ上一層私設団体等ノ施設ヲ督励シ適當救護ノ方法ヲ講セシム様配意可有之此段及内牒候也

明治三十七年四月廿五日

中郡長 白根鼎三(印)

大磯町長 宮代謙吉殿

(日露事変書類) (明治三十七三十九年) 大磯町役場蔵)

二〇六 愛甲郡奨兵義会規則 (一一二)

(一)

愛甲郡奨兵義会規則

第一条 本会ハ今回日露戦役ニ従事スル本郡出征ノ海陸軍人及ヒ其

家族ヲ慰勞奨励スルヲ以テ目的トス

第二条 本会ハ愛甲郡奨兵義会ト称シ事務所ヲ愛甲郡役所内ニ置ク

第三条 本会ニ於テ施行スベキ事業ノ概目左ノ如シ

一 各自ノ忠愛至誠ノ義捐金ヲ募集スル事

二 出征軍人一般ニ対シ金員物品ヲ寄贈スル事

三 本郡在住ノ応召者並ニ現役兵及ヒ其家族ヲ慰藉シ生計ニ困難セルモノアルトキハ之ニ扶助金ヲ贈与スル事

四 本郡在籍軍人ニシテ日露戦役ニ関シ死傷シタルモノアルトキ

ハ弔祭料若クハ慰問料ヲ寄贈スル事

第四条 前条第二号ノ寄贈金ハ其当時ニ於ケル義捐金募集額十分ノ

一以内トス

前条第三其扶助金ハ一戸一ヶ月金五円以内トス

第五条 何人ヲ問ハズ本会ノ設立ヲ贊助スル者ヲ以テ會員トス

第六条 本会ニ左ノ役員ヲ置ク

会長 一名、副会長 一名、理事 若干名

委員 二十二名、専務委員 十一名

第七条 会長副会長ハ委員之ヲ推薦シ理事ハ会長之ヲ任免シ委員ハ

一町村(組合村ハ一
村ト見做ス)二名ツヽトシ其町村會員ノ協議ヲ以テ之ヲ舉

ケ専務委員ハ町村長若クハ助役ニ囑託スルモノトス

第八条 会長ハ公務ヲ総理シ議事ノ議長トナル副会長ハ会長ヲ補佐

シ会長事故アルトキハ副会長之ヲ代理ス

理事ハ会長ノ指揮ヲ受ケ庶務ニ従事ス

委員ハ本会事業執行ニ関スル協議ニ参与スルモノトス

専務委員ハ事業執行ノ協議ニ参与スルハ勿論常ニ公務ヲ分担処理

スルモノトス

第九条 本会ノ經費ハ篤志者中ヨリ別ニ之ヲ醸集シ義捐金中ヨリ支

出セザルモノトス

第十条 委員会及専務委員会ハ予メ規定セス必要ニ応シ之ヲ開クモ

ノトス

第十一条 會員惣会ハ委員三名以上ノ意見若ハ會員二十分ノ一以上

ノ需ニ依リ之ヲ開クコトヲ得

第十二条 本会ノ事業並収支計算ハ半年毎ニ一回之ヲ公告ス

第十三条 本会ハ其ノ目的トスル事業ノ必要止ミタル時ヲ以テ解散

ス

(二)

愛甲郡奨兵義会規則

第一章 名称及目的

第一条 本会ハ愛甲郡奨兵義会ト称ス

第二条 本会ノ目的ハ平時ニ軍人ヲ優待奨励シ以テ郡民尚武ノ志氣

ヲ涵養シ一朝有事ノ日ニ方リテハ全郡挙テ力ヲ本郡出征軍人ノ家

族慰問救済等ニ致シ以テ軍人ヲシテ其ノ本分ヲ尽サシムルニアリ

第二章 事務所

第三条 本会事務所ハ当分愛甲郡役所内ニ置ク

第三章 組織

第四条 本会ハ本郡住民ヲ以テ組織ス

第四章 事業

第五条 本会ハ第二条ノ目的ヲ達スル為メ左ノ事業ヲ施行ス

一 徴兵ノ為メ入営スル者ニ対シ応分ノ金円ヲ贈与スルコト

二 入営者ノ家族疾病ニ罹リ又ハ貧窮ニシテ生計困難ナルモノニ
対シ相当ノ扶助ヲナスコト

三 本郡内ノ在郷軍人ニシテ戦事若クハ事変ノ為メ応召ノ者又ハ
現役中ノ者ニシテ戦時若クハ事変ニ関スル任務ニ従事シタルモ
ノニハ相当ノ金円ヲ寄贈シ且ツ慰問ヲナスコト

四 前項ノ家族ニ対シテハ戦事若クハ事変中業務ノ補助ヲナシ生
計ニ困難ナルモノアルトキハ応分ノ扶助金ヲ贈与スル事

五 本郡出身ノ軍人ニシテ戦事若クハ事変ノ為メ死傷者アリタル
時ハ弔祭料若クハ慰問料ヲ寄贈スルコト

六 徴兵検査及簡閲点呼ニ出頭シタルモノニハ一人ニ付金拾銭ツ
、弁当料ヲ給与スルコト

七 徴兵検査ノ際抽籤総代人ニ選バレタル者ニハ一人ニ付金參拾
銭ツ、ノ手当金ヲ給与スルコト

八 軍隊通行ノ節ハ送迎款待ヲナスコト

九 軍隊行軍演習ノ際ハ優待ノ実ヲ挙ゲ出来得ル限り便宜ヲ与フ
ルコト

十 前各項ノ外臨時ニ生シタルモノニシテ会長ニ於テ必要ト認メ
タル事件

第六条 前条第一号乃至第五号ノ給与金支給方法ハ別ニ之ヲ定ム

第五章 役員及職務権限

第七条 本会ニ左ノ役員ヲ置キ其ノ任期ハ各三ケ年トス

但シ俸給手当等ヲ支給セズ

会長一名 理事長一名 理事若干名

第八条 会長ニハ本郡長ヲ推薦シ理事長及理事ハ会長之ヲ囑託ス

第九条 会長ハ本会一切ノ事務ヲ総理ス

理事長ハ会長ヲ補佐シ會長事故アルトキハ之ニ代ハル

理事ハ会長ノ指揮ヲ受ケ庶務ニ従事ス

第六章 支部

第十条 本会ハ各町村ニ支部ヲ置ク

第十一条 支部ニ支部長ヲ置キ其支部ニ関スル一切ノ事務ヲ掌理セ

シム

第十二条 支部長ハ各町村長ニ囑託ス

第十三条 支部ニ関スル規則ハ其支部ニ於テ適宜之ヲ設定シ會長ノ

承認ヲ受クベシ

第十四条 支部ノ經費ハ其支部限り支弁スルモノトス

第七章 会議

第十五条 毎年一回常集会ヲ開キ其ノ年度ノ経費予算及必要ノ事件ヲ議決シ前年度ノ決算ヲ認定スルモノトス

第十六条 本会ハ必要ニ応ジ又ハ支部長三分ノ一以上ノ請求ニ依リ臨時会ヲ開会スルコトアルベシ

第十七条 会議ノ議長ハ会長ヲ以テ之ニ充テ議員ハ支部長ヲ以テ之ニ充ツルモノトス

第八章 会費

第十八条 会費ハ各町村一ケ年一戸ニ付平均金貳錢ツ、ノ割合ヲ以テ釀出スルモノトス

第十九条 非常ノ場合ニ於テハ前条ノ外臨時ニ相当ノ金額ヲ釀出スルモノトス但シ此ノ場合ハ会議ノ議決ヲ經ルモノトス

第二十条 会長ハ毎年四月及臨時ニ徴収期ヲ定メ其町村支出金額ヲ支部ニ通知ス

第二十一条 支部長ハ前条ノ通知ヲ受ケタルトキハ直ニ其ノ金額ヲ取纏メ会長ヘ送付スルモノトス

第二十二条 会費其他ノ諸収入金ハ会長之ヲ管理シ確實ナル銀行ニ預ケ置クモノトス

第二十三条 会計年度ハ政府ノ会計年度ト同一トス

第九章 付則

第二十四条 本会規則ハ議員三分ノ二以上ノ同意アルニアラザレバ改正加除スルコトヲ得ズ
 (町村長会共議案綴) (明治二八―四一年 清川村役場蔵)

(注) これは明治三十七年六月六日付のものである。

三〇七 郡市別軍人家族救護の状況調査

明治三十七年 八月卅一日 応召軍人家族救護ノ状況調査

横浜連隊区

鎌倉郡	三浦郡	久良岐郡	横浜市	町村数		在郷軍人ノ数 人口ニ対スル在郷軍人ノ百分比	応召員数	救助合ニ依リ受救者	地方団体ノ救護ヲ受クル者
				一六	一五				
一、五三	一、〇三	一、五七	一、三三〇	八〇三	一、三三三	一、三三九	二〇三	二	二四七
四八一	六二四	二〇三	一、三三〇	一、〇三	一、三三三	一、三三九	二〇三	二	二四七

第4章 日清 日露戦争と地方政情

東八代郡	東山梨郡	北都留郡	南都留郡	全下郡	足柄上郡	津久井郡	中郡	愛甲郡	高座郡
三三	二九	一八	二四	二四	一九	一四	二八	一一	二三
二、〇〇	一、〇三	〇、八一	一、四六	一、三〇	一、〇五	一、四三	一、五四	二、〇四	一、四一
六九四	七二三	二八二	五四二	五八九	四四七	二六五	九六二	四二五	八一五
				三	一		一四	四	一二
二四六	九〇	五一	一七五	三三二	八一	五六	五五一	九五	三三七

中庶第一七五一号

三〇 無資力者の韓国渡航抑制の件通達

(町村長会共議案綴)(明治二八(一九一五年) 清川村役場蔵)

備考	人口ニ対スル在郷 軍人ノ百分比	計	北巨摩郡	中巨摩郡	南巨摩郡	西八代郡	甲府市	西山梨郡	救護方法ハ金田物品又ハ勞力ニ依ルモノヲ含算ス
	一、二六	一八五三二	一〇九八	一、六五	一、六一	一、三九	〇、八八	一、五六	
	ノ百分比	一一一〇六	六七四	七四七	五四二	三四〇	二三五	一八七	
		三九	三	三					
	三三、六五	三六九九	一一〇	一〇一	一七五	一〇九	三一	五〇	

時局ノ發展ニ伴ヒ韓国渡航者ノ數著シク増加シタル趣ノ処右等ノ内ニハ無資力ニシテ一定ノ目的ナク唯何等カノ職業ニ従事シ得ラルベシトノ空漠タル思想ヲ懷ク者統々入迄ミ其結果直ニ生計上ニモ困難ヲ来タシ遂ニハ他人ノ救助ヲ仰キ又ハ警察ニ向テ保護ヲ願出ツル如キ悲境ニ陥リ居ル者不少ヲ以テ一定ノ目的ナキ無資力者ハ蓋リニ同國へ渡航セサル様注意方其筋ヨリ通牒有之候条此際該國渡航者ニ對シテハ特ニ注意ヲ与エラルベク此段及通達候也

明治三十七年四月三十日

中郡長 白根鼎三(印)

大磯町長 宮代謙吉殿

〔日露事変書類〕(明治三七—三九年)大磯町役場藏)

(注) 大磯町役場所藏資料に同様のものがある。

三〇九 イギリス公使夫人の義捐金皇后より下賜

の趣旨徹底の件通牒

中庶第三一九四号

出征軍人家族中生計困難ノ者救護ノ目的ヲ以テ醸集シタル義捐金英
國公使夫人ヨリ

皇后陛下へ献納相成リタル趣ヲ以テ今般御下賜相成候ニ付左記ノ通

リ及送付候就テハ客月廿四日中庶第二九二六号ヲ以テ申入候本県戦時軍人家族救護会ヨリ慰問状及酒肴料ヲ受ケタル人名へ配与ノ上御思召ノ貫徹ヲ期スル様特ニ配意可有之此段及通牒候也

明治三十八年八月十七日

中郡長 白根鼎三(印)

大磯町長 宮代新太郎殿

一金六円貳拾七錢參厘 但シ四十一人分一人ニ付金拾五錢參厘ツ、

一金參拾四錢 但国庫救護者貳人分一人ニ付金拾七錢〇厘

ツ、

計六円六拾壹錢參厘

追テ受領証ハ別紙へ記名調印ノ上至急送付可有之段申添候也

領収書

一金六円六拾壹錢參厘

内金六円貳拾七錢參厘 但四拾老人分一人ニ付金拾五錢參厘ツ、

金參拾四錢 但国庫救護者貳人分一人ニ付金拾七錢〇

厘ツ、

右出征軍人家族中生計困難ノ者へ 御下賜相成候ニ付正ニ受領候也

明治三十八年八月廿一日

大磯町長 宮代新太郎

中郡長 白根鼎三殿

〔日露事変書類〕(明治三七—三九年) 大磯町役場蔵

第三節 日露戦争後地方経営方針

三二 郡長会における県知事周布公平の演達

要項(一—)

(二)

三〇 時局に関する新聞報道記事謬説注意の件 通達

拜呈益々御清榮欣賀之至リニ候陳者刻下多事ノ際殊ニ時局ノ進捗ト共ニ最モ緊要ノ時機ニ際会致候折柄トシテ一般ノ言論漸ク滋カラントシ新聞紙上往々訛伝謬説ヲ流布シ徒ラニ人心ヲ疑惑セシムルモノナキニアラス候処就中国新聞ハ其所説確實ニシテ内外ノ報道モ比較的事実ノ真象ヲ得タルモノトノ事ニ候間此際殊ニ御留意ヲ煩ハシ度此段得貴意度候 草々

明治三十八年八月十八日

白根中郡長

宮代大磯町長殿

〔日露事変書類〕(明治三七—三九年) 大磯町役場蔵

過般招集ノ郡長会ニ於ケル知事演達事項中諸君ニ移達スベキ必要ノ事項ハ別紙ニ之ヲ掲クルヲ以テ諸君ハ其意ヲ諒トシ須ラク服膺セラレンコトヲ望ム

(別紙)

演達要領

事局ノ經過其他治務ニ関スル件

今日諸君ヲ招集シタルハ政府ヨリ示サレタル事局ノ經過及将来ノ心得方等ニ関シ諸君ニ訓示スルノ必要アルヲ以テナリ諸君モ知ラル、カ如ク政府ハ曩ニ米國大統領ノ忠言ニ基キ全權委員ヲ簡派セラレ我委員ハ数次露國委員ト会商スル所アリ政府ハ将来ニ於ケル我國ノ發展ニ鑑ミ繼戦ノ利害ヲ較量セラレタル結果去ル五日ヲ以テ平和条約ノ調印ヲ了ルニ至リタリ平和確立ヲ見ルノ日蓋シ遠キニアラサルベキヲ信ス抑モ今回ノ交戦二十ヶ月ニ涉リタルニ拘ハラス外征ノ師ハ連戦連捷ノ功ヲ奏シ國民ハ銳意其常業ヲ勉メ國体ノ培養ニ戦費ノ供

給ニ毫モ倦怠ノ跡ナク挙国一致 聖旨ヲ奉シテ交戦ノ事ニ從ヒタリ
 是実ニ 陛下ノ御稜威ト国民ノ忠誠トニ因ルト雖トモ諸君力能ク上
 司ノ旨ヲ体シ励精職ニ当リ直接扶掖誘導ノ任ヲ尽セルモノ亦与テ力
 アルヲ疑ハズ而シテ平和確立ノ日將ニ近キニアラントスルノ今日ニ
 於テ将来ノ計ヲ為スル実ニ当面ノ急務ナルベシ夫挙国一致ハ戰時ニ
 於テ已ニ右ノ如キ好果ヲ生シタリ戰後ノ施治モ亦之ヲ以テ基礎トナ
 サルベカラズ国力ノ發展ハ今後挙国一致益々全力ヲ注カサルヘカ
 ラサル所ニシテ又蓋シ穩健ノ思想ト進取ノ氣象ニ富メル我国民ノ須
 臾モ忽カセニセサル所ナリ然レトモ其之ヲ善導シ扶掖スルノ任ニ至
 リテハ実ニ諸君ニ待ツ所ノモノ尠シトセス東洋ニ於ケル我帝國ノ地
 位ヲ確立セル名譽アル交戦ノ結果ハ更ニ光輝アル國運ノ發達ヲシテ
 之ニ伴ハシメサル可カラス諸君ハヨク此主旨ヲ服膺シテ其職責ヲ全
 フセラレンコトヲ望ム

曩ニ東京市ニ紛騒ノ起ルアリ次テ県下横浜市ニ意外ノ騷擾ヲ見タル
 ハ実ニ遺憾ニ堪エサル所ナリ而シテ横浜市ニ於ケル騷擾ハ迅速ニ之
 ヲ鎮撫センカ為メ出兵ヲ乞フノ止ムナキニ至リ幸ニ事忽チ靜穩ニ的
 シタリト雖トモ諸君力職ヲ任所ニ執ラル、ニ當リ指導宜シキヲ得治
 下ノ人民ヲシテ平靜其業ニ安ンセシメ右等輕躁無謀ノ挙ナカラシム
 ルニ努メラレンコトハ本官ノ切ニ希望スル所ナリ

来年度郡市町村ニ於ケル事業ノ計画ニ関シテハ宜シク事ノ緩急ヲ計
 リ戰后經濟ノ伸縮ニ注意シ將來国力ノ發展ニ資スルニ於テ遺憾ナキ
 ヲ期シ益々奮勵努力セラレンコトヲ望ム

先日新聞取締ニ関スル緊急勅令發布セラレタリ是レ素ヨリ現状ニ鑑
 ミ秩序ノ維持ニ重キヲ置カレタルカ故ニシテ毫モ正當ナル言論ヲ抑
 圧セラレントスルノ主旨ニアラサル固ヨリ言ヲ待タス諸君ニ於テモ
 亦其意ヲ領シ居ラル、ハ本官ノ信シテ疑ハサル所ナリ

町村歳計決算ノ義ニ関スル件

町村歳計決算ハ制百十二条ニ依リ町村会ノ認定ヲ経町村長ハ之ヲ
 郡長ニ報告シ郡長ハ知事ニ報告スヘキ例ナリ然ルニ往々報告期限
 「七月十五日」ヲ經過スルモ報告書ノ到達セラル向アリ右ハ町村財
 務ノ不整理ナルト収入役ノ執務怠慢ナルトニヨリ町村会ノ認定遅延
 スルニ原因スルモノナラント信ス依テ平素ニ在テ財務ノ整理ニ専ラ
 力ヲ致シ右等過怠之レ無キ様留意セラレンコトヲ望ム

又無資力者ノ納税延期ヲ許スニ當リ年度ヲ越ユル場合ハ町村会ノ議
 決〔制第一百二条〕ニ付スヘキ規定アルニ拘ハラズ決算結了期ニ至リ
 之ヲ議決シ甚シキハ決算結了期ヲ經過シ議決スルモノアリ斯クノ如
 キハ執法ヲ緩漫ニ付スルノ結果形式ニ陥リ法ノ精神ヲ没却スルモノ
 ニ付將來充分注意セラレンコトヲ希望ス